

第 8 回統計委員会・第 10 回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 20 年 4 月 14 日（月）15：00～17：20

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

竹内委員長、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条及び 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）

- 4 議事次第（1）諮問第 5 号の答申「平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」
（2）諮問第 6 号の答申「平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について」
（3）産業統計部会の審議状況について
（4）基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
（5）その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、時間になりました。今日は、吉川委員がどうしても忙しくておいでになれないということですので御欠席されますが、あの方はおそろいになりましたのでそろそろ始めます。

ただいまから第 8 回統計委員会・第 10 回基本計画部会合同会議を開催いたします。

総務省の4月1日付けの人事異動のため、総務省統計局のオブザーバーとして新たに吉崎部長が御出席くださいました。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から御説明いただきたいと思います。

内閣府統計委員会担当室長 資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、まず答申に関するものが資料1と2。

それから、産業統計部会の審議状況が資料3。

それから、資料4から7までは各ワーキンググループの審議状況についての報告ということになっております。

加えまして、参考の資料といたしまして、参考1から5までの資料をお配りしております。御確認をお願いします。

竹内委員長 それでは、議事に入りますが、最初は2つ答申がありますが、まず最初に、総務大臣からの諮問第5号の答申「平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画」につきまして、阿藤部会長から御報告いただきます。お願いします。

阿藤委員 それでは、御報告いたします。

医療施設調査及び患者調査でございますが、「これを慎重審議した結果、下記の結果を得ましたので答申する。」という文章の始まりで、承認の適否、これは「計画を承認して差し支えない。」なお、「計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。」というただし書がついております。

その理由であります。まず医療施設調査につきまして、 から まででございます。今回調査では、診療科目別の医師数を男女別に、かつ常勤換算により把握するということにいたしております。診療科目別に医師数を把握するという点については、特定の診療科目について医師不足が指摘されている。これはよく周知のことですが、また、医師不足の理由の1つとして、女性医師の出産・育児期における離職が挙げられていることを踏まえ、現状の把握を行うものだということで、妥当であると。それから、男女別の医師数を把握することについては、ジェンダー統計の整備にもつながる。また、前回統計審議会の答申にも対応するという点で、妥当である。それから、医療施設調査における従事者数の把握方法について、マンパワーを把握するという観点から、常勤換算により従事者数を把握するという点で、これも妥当であるということでございます。

それから は、今回調査では、「退院調整支援担当者の有無」とか、「健診・保健指導の実施状況」、「禁煙外来の有無」等に関して調査事項を追加することにいたしております。これについては、医療制度改革大綱の推進事項の実施状況等を把握するためのものであるということから、妥当であるという判断でございます。また、今回調査では、看護師の配置状況等をみる「看護の実施状況」、「医療施設の面積」等については、調査事項を削除することにいたしております。これについては、大幅な経

年変化が見られない、あるいは他調査において類似の情報を把握することが可能だということで、削除するのが妥当であるということでございます。それから、傷病名等については、平成20年度診療報酬改定を踏まえ、それから診療科目名の見直しがあるわけですが、医療法施行令等の改正を踏まえ、今回調査において所要の修正を行う必要があるということでございます。

それから は、医療施設の経理項目についてです。医療施設調査というのは、医療施設の分布及び整備の実態並びに医療施設の診療機能を把握するということと、それから医療施設を対象にする他の統計調査の母集団情報を整備するということとを目的にいたしております。現在の調査票でも既に調査事項が大変多いということで、経理項目を追加することは記入者負担が過大になるおそれがあるということで、この経理項目に関する情報については、むしろ他調査とのリンケージを行い、利用することが適当であるという結論でございます。

それから、患者調査でございますが、 から までございまして、 としては、副傷病に関する調査事項につきましては、国民の傷病の実態をよりの確に把握するために、副傷病の把握の必要性というのが指摘されておりますが、この指摘を踏まえまして、生活習慣病並びに精神疾患に限って、選択肢によって具体的な副傷病名を把握するということにいたしております。本来であれば、副傷病というの、患者が有するすべての傷病名を把握することが理想ではありますが、実際に副傷病を確定することは大変難しい。それから、記入者負担等を考慮しますと、医療制度改革大綱の推進事項に対応して、生活習慣病と精神疾患に限って具体的な副傷病名を把握することが適当であるという判断をいたしました。

それから、 でございます。今回調査では、患者調査で「透析治療の状況」、「がん治療の有無」等に関する調査事項を追加しておりますが、これも医療制度改革大綱に挙げられた事項の実態を把握するもので、妥当であるということです。それから、今回調査では療養病床に入院する患者の自立の程度を把握する「心身の状況」等の調査事項を削除することにしてありますが、これについては、他調査から類似データの入手が可能なものを廃止するということでございますので、妥当であるという判断をいたしました。なお、審議の過程で、「前回診療日」に関する調査事項を削除してはどうかという意見が出されましたが、これについては、診療間隔の傾向を把握することが必要であるということ。また、総患者数の推計に必要な指標であるということから、引き続き把握することが適当であるという判断をいたしました。

でございますが、今回の調査では、患者の再入院の状況を把握するために、「入院票」において「過去の入院状況」に関する調査事項を追加することにいたしております。これを審議する過程で、「退院票」においても把握してはどうかという意見が出されたわけですが、患者数の多い病院では記入者負担が大きいということで、「退院票」の調査項目が多いということ踏まえ、今回調査では、より多く

の患者数の推計が可能である「入院票」において把握することが適当であるという判断をいたしました。

２「今後の課題」として、各々の調査について何点か記載しております。

医療施設調査でございますが、アとして、医療法に基づき、平成 19 年度から医療機能情報提供制度というものが導入され、都道府県が各医療施設から情報を得て、それを公表するという形をとっておりますが、これについては、都道府県ごとに情報を把握する範囲がバラバラであるということから、これを医療施設調査に利用するというのは、実現までには幾つかの段階を経る必要があるため、中長期的な課題として、この医療機能情報制度を含む業務記録等の活用による医療施設調査における記入者負担の軽減を検討する必要があるという結論に達しました。

イでございますが、医療施設調査において、「マンパワー」の把握の観点から、常勤換算した数値を使うということが妥当であるという判断をいたしました。しかし、これは実労働時間ではなく、勤務時間による換算が行われている点、また、医療施設ごとに定められた勤務時間が異なる、例えば、ある病院では 8 時間、ある病院では違った時間になっていて、それをおしなべて使ってしまうという点については改善の余地が認められるということで、改善を検討する場合には、常勤と非常勤の別に実人員及び実労働時間を把握することによって、医療施設の従事者に係る労働の負荷に関する情報も得ることが可能になるよう工夫できないかとの意見がございまして、これも記入者負担というのが大きいことはあるわけでございますから、十分な検証が必要だということで、中長期的な課題として検討を行う必要があるという判断になりました。

それから、患者調査の方でございますが、これも 2 点ほどありまして、アとして、いわゆるセカンドオピニオンというものの利用が広がっているということで、是非今回の調査においては、このセカンドオピニオンが利用されている疾患を把握することの可否について検討を行う必要があるということを指摘しております。

それから、イとして、入院医療の評価への活用の可能性など、「退院票」の持つ意義を重視して、これについての調査対象等を拡充してはどうかという意見がありました。しかし、「退院票」については、調査項目が多いということで、記入者負担を考慮すると、今回調査では「退院票」の拡充は困難である。このため、次回調査において、患者調査全体としての記入者負担の軽減を図りつつ、「退院票」を拡充することの可否について検討を行う必要があるという指摘でございます。

それから、両調査に共通する点としては、いわゆる政府統計共同利用システムでオンライン調査を導入するという大きな方針があるわけでございますが、今回はオンライン調査を導入しないということですが、次回調査においては、郵送調査に加えて、政府統計共同利用システムを利用して、オンライン調査も可能にする仕組みを導入する必要があるという結論に達しております。

それから、席上配付資料の 1 でございます。先ほどの検討事項とダブる部分がございます。

いますけれども、基本計画部会等で改めて議論の参考にしていただきたいということで、私的意見というものをまとめております。

第1点は、「医療に関する統計について」でございますが、医療施設調査では からのようなことを目的に行っておりますが、医療施設調査によって把握されたデータと、いわゆるこれを母集団にして行っている調査、こういうものとリンケージさせた分析が必要なものについては、厚生労働省においても既に分析が行われている状況にあります。例えば病院報告などです。また、現時点では、厚生労働省自身はやっておりませんが、目的外申請の利用等によって、希望者がそういったものにリンケージして分析を行うということをも可能とする措置が講じられている状況にあります。例えば、医療経済実態調査などです。基本計画部会において、医療に関する統計の体系を検討する際には、いわばこのような現状も参考になるのではないかと考えます。

それから、2番目として「行政記録等の活用について」ということでございますが、今回計画の審議において、記入者負担の軽減ということが重要なポイントになりました。それで、それを軽減する方法の1つとして行政記録等の活用があるわけですが、今回の審議では、具体例として、医療法に基づいた平成19年度から導入されております医療機能情報提供制度が取り上げられました。ただ、これについては、先ほど申し上げたような都道府県の対応がバラバラであるというふうなことで、今すぐこれを利用することは難しいというようなことでございます。このように、行政記録等を活用するに当たっては、統計利用できる形に整理する必要があるなど、実現までに多くの段階を踏む必要があるということで、今回の答申においては、厚生労働省に対して中長期的な課題として、記入者負担の軽減に向けて、行政記録等の活用について検討を行うことを要請しています。これについても、既に基本計画部会において、このような問題が議論されているということですので、具体例として医療施設調査の検討の際に出された課題等についても御参考にしていただきたいということでまとめております。

以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御報告について、何か御質問、あるいは御意見ございませんでしょうか。

美添委員 答申はほぼ納得できる内容だと思います。1つだけ、前回の統計委員会において私が発言したことの関連で、本日、阿藤部会長から席上配付資料として御説明いただいたことについて若干意見を言わせていただきます。医療施設調査の本来の目的が、施設の分布・整備の実態の把握、それから診療機能の把握などであるというのはもちろんそのとおりですが、私が前回申し上げたのは、医療経済実態調査などで捕捉されている経営状況と施設の充実は密接に関係があるので、そのための情報が何らかの手法で明らかにならないかという質問です。それに対しては、今回の答申では、医療施設調査と医療経済実態調査のデータのリンケージを行うということが制度的に

可能になっているので、そちらで利用することが適当であるという書き方になっています。この点に反対するつもりはないのですが、ただ、それは目的外利用を現行の制度で利用することができると言っているだけで、そのような手続を行うことは多くの国民にとって不可能なわけです。医療経済実態調査は、標本の数は少ないといいながら、病院だけに限れば、規模の大きい施設としては比較的抽出率が高いので、その構造を明らかにすることは不可能ではないと思います。現に、リンケージされた分析も行われていると主張されているわけですから、そのような分析は可能だと思います。

実施者として、そのような情報を、この調査そのものではなくて、リンケージした結果を、報告書を発展させた分析資料として公開することは、この調査に係る使命ではないかと思われれます。今回の答申はこれで結構だと思いますが、将来の課題としても全くないと言われると、個人的には疑問に感じます。以上です。

竹内委員長 ただいまの美添委員の御指摘について、厚生労働省の方から何か御意見ないですか。

厚生労働省統計情報部 これは、データリンケージは可能なようになっているわけでごさいます。あとは、それをどのタイミングでどういう統計表を作って、どの程度のタイミング、あるいは周期で発表するかということだろうと思います。そこについては、社会で必要とされるようなものがあれば、それは十分検討していきたいと思えます。

竹内委員長 当面、そういうことをシステムティックにやられるという計画はお持ちでないわけですか。

厚生労働省統計情報部 この統計から幾つかについてはデータリンケージをしたものを公表しておりますし、それを越えたものを今はまだ計画しておりませんが、何か御意見があれば、具体的なこういう表であるという御意見がいただければ、私どもはそれも参考にさせていただいて検討したいと思えます。

竹内委員長 美添さん、その点についてはどうですか。

美添委員 一般論でしかありませんが、そういう要望は医療経済の専門の方からたくさん上がっているだろうと思えます。専門家は自分で分析できるのですが、そうではない一般の国民にとって関心があるものは少なくないと思えます。そのような要望を把握していただければ、適当な機会に必要な表を作成・公表することは十分可能だろうと思えます。

竹内委員長 そういうことは当然だと思います。ただ、そういう注文を伝えるチャンネルがどこにあるのかということが問題だと私は思うのですが。つまり、その問題の専門の方は、例えば目的外利用や何かで使えるが、そうでなくて、もう少し離れたところの人が関心を持つかもしれないようなデータとか、統計表のあり方というようなものをどこでどうやって酌み取るか、大体そういう人は、どの統計とどの統計をどう結びつけたらいいなんていうことも知らないのが普通ですから、むしろそういう統計

が出て来始めてそれがわかることなので、その意向を予め知ることは難しい。統計委員会としてもなかなか扱いにくい問題だと思うんですけども、その辺はよく考えて、なるべく統計作成者側の方々にもその辺はなるべく出てくる要求に明示的に応える、むしろ要求に先んじて、それを十分酌み取るような形で、できる限りデータからたくさんの方が得られるような集計なり何なりをしていただくようお願いしたいと思いますが、部会長から何か御意見ございますか。

阿藤委員 現状はそうなっているということで、実施者側ができるだけ世間の関心事といえますか、そういうものを踏まえて、そういう既存の統計をリンクした、いわばおもしろい集計を出して公表する努力をするということは是非お願いしたいと思えます。

竹内委員長 それでは、この件について、ほかに御意見、御質問ございますか。

大沢委員 医療関係の調査について私は余り存じませんのでお聞きするのですが、1ページで看護の実施状況等についての調査事項は削除するということが記載されておりますが、昨今、看護師不足が非常に深刻化しているというようなことをよく聞いて、その理由が、女性の看護師が出産・育児などで離職してしまうことが非常に大きいというふうに言われているのですが、これは既に調査があるから、ここであえて調査しないという意味なのでしょうか。

阿藤委員 基本的にそういう意味だと思いますが、もし厚生労働省の方で補足があれば。

厚生労働省統計情報部 では、実施部局から御説明申し上げます。厚労省でございます。

削除した項目につきましては、もちろん他の調査で把握できるということでもあります。それから、今回、「看護職員の勤労体制」についての見直しを行っておりますが、完全に項目を削除するものではなく、より記入をしやすいという観点で変更したり、その他の調査で取れる項目は削ったというものでございます。

竹内委員長 そのほかの調査というのは、どういう調査があるんですか。

厚生労働省統計情報部 診療報酬改定に伴います保健局で行っている調査等々でございます。ですので、看護体制というものはそちらの方で取れるということでございます。

竹内委員長 大沢先生、いいですか。

大沢委員 白書のような形で看護協会などでやられている調査でしょうか。

厚生労働省統計情報部 看護協会のものは別でございます。

大沢委員 あれは別ですか。

厚生労働省統計情報部 そうです。

大沢委員 具体的には、看護師さんの調査というところのような調査がございませうでしょうか。

厚生労働省統計情報部 施設に何人働いているかということにつきましては、別の調査で把握しております。

大沢委員 離職その他についても把握できるということでしょうか。

厚生労働省統計情報部 今申し上げた調査では実際働いている人数しか取れておりませんのは事実でございます。看護協会等につきましては、私どもは把握しておりません。

大沢委員 情報として、最近、看護協会から不足がかなり深刻化している、あるいは労働実態が非常に過酷であって、労働時間が長くて、離職の理由が結婚や育児というよりも、むしろ労働時間の長さによって離職している人が多い、メンタルヘルスの問題が非常に大きくなっているというようなことが指摘されております。これは、高齢者が増えるに従って、介護職などで大きな問題になると思います。そういった調査は非常に必要になってきている。もしやられているのであれば、それを是非充実させていただきたいと思います。以上です。

竹内委員長 何かほかに御意見は。

出口委員 2点ございまして、1つは、副傷病ですけれども、これに生活習慣病に関してはというお話があるのですが、レセプトレベルでは傷病の中に「生活習慣病」という記入はそもそもなかったように思うので、これは私の勘違いならあれですけれども、どういう趣旨でしょうか。主病が例えば血管病変で、副傷病が糖尿病とか、そういう感じになるはずなので、主病で生活習慣病というのはそもそもレセプトでは、書くなというふうになっていたように記憶しているので、そこが何を意味するのか教えていただきたいというのが1点。

もう1点は、行政情報の話で、今、病院施設の情報の話は出たのですけれども、レセプトの電子化に伴い、今後、電子情報としてレセプトの行政情報利用ができないのかとか、正確性やレセプト利用の問題とか、いろいろあるんですけれども、長期的にそういう議論が出なかったのかということをお教えいただきたいということです。

阿藤委員 これも専門的には実施部局からと思いますが、今の生活習慣病及び精神疾患に限ってというのは、そういうカテゴリーの分野についての副傷病名を把握するという趣旨であると思います。これ自体が副傷病名だという意味ではないと思います。

それから、レセプト利用の問題も、たぶん議論が出たと思いますが、今回の調査についてはそれほど詳しく議論されたわけではありません。一般的にそういった他の調査以外の行政情報をどう活用するかということで議論があったということでございます。

出口委員 レセプトに関しては、今後、電子化が進むので、是非検討していただきたい。これは、今後のということで強い要望です。

阿藤委員 その辺は、恐らくここでいうよりも、むしろ次にやるワーキンググループの議論での1つのテーマになると思いますが。

井伊委員 ワーキングでは、基本的にはレセプトの電子化と、急性期医療に関してはDPC調査がありますが、その2つのデータを組み合わせることによって、将来的には患者調査の大部分が代替されうるのではないかといたことが議論されています。ただ、そのときに、患者調査には患者の住所は2次医療圏までですが情報がありますが、DPC調査にはないので、そういったものを加えとるか、ある程度の工夫は必要ですが、レセプトの行政記録と、DPC調査、2つを活用した患者調査の仕組みについてワーキングで議論しております。

出口委員 基本的には、すぐ代替できるものではないと思いますけれども、両方のすり合わせがどの程度あるかということを含めて。

井伊委員 医療機関の負担の軽減になると思います。

出口委員 そうですね。

竹内委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

それでは、資料1のとおり、総務大臣に対して答申するということにいたします。阿藤部会長はじめ、部会の皆様、御苦労さまでした。どうもありがとうございます。

続きまして、総務大臣からの諮問第6号の答申「平成20年に実施される社会教育調査の計画」について、阿藤部会長から御報告をお願いいたします。

阿藤委員 「社会教育調査について審議いたしました結果、下記の結論を得たので答申する。」という文章で始まりまして、まずは承認の適否、「計画を承認して差し支えない。ただし、以下の理由に留意する。」ということでございます。

「(2)理由等」といたしまして、アからカまでございます。まず、アの調査の統合の点でございます。今回の調査計画では、文化会館、博物館類似施設等を調査対象として実施する「生涯学習・社会教育施設調査」というものを本調査に統合することにいたしております。これについては、生涯学習というものを支援する社会教育の全体像を把握するという行政の課題に的確に対応する。そういう基礎資料を整備するという観点から、妥当であるという判断でございます。

それから、イの調査票の新設でございますが、これについては、いわゆるいろいろなところで生涯学習推進センターというものがつくられていて、それについて生涯学習推進センター調査というものを新設することにいたしております。これもまた、社会教育・生涯学習の全体像を把握するという観点から、妥当であるという判断をいたしております。ただし、最初の提案にあった調査の名称について、さまざまな名称でそういうものが行われているということで、生涯学習センター調査というふうに改める必要があるという指摘をいたしました。

また、調査事項につきましては、職員数の把握に当たって、社会教育主事有資格者の配置数というようなことがございましたが、他の施設調査と合わせまして、「施設の長」、「指導系職員」、「その他の職員」という区分で把握するという、それ

から、生涯学習センターが他の施設との複合施設になっているということで、複合の相手施設が何であるかということ把握する必要があるということ、それから、学習センターの学習成果の評価の実施状況を把握する選択肢というものが、学習成果の評価として実施される行為に限定した選択肢とすることが必要であるというふうなことでございます。

それから、ウとして調査対象の拡大ということがありまして、これは図書館調査、それから青少年教育施設及び女性教育施設等について、教育委員会以外の首長部局所管のもの、あるいは独立行政法人、こういうものを調査対象に含めると。これについては、そういうものが存在するということから、なるべく多く網羅するという点で、本調査の趣旨に沿うものであって、妥当であるという判断でございます。

エとして、調査事項の追加等でございますが、今回調査では、「施設の建築年・建築物の構造別の状況」、それから「ボランティア活動の状況」について追加している。前者のものは施設の老朽化等を把握する目的であり、また、「ボランティア活動の状況」は、そういう社会教育・生涯学習を支えるボランティアの状況を把握する目的で追加するものであって、妥当であるということでございます。

それから、生涯学習の実現に向けて、公民館や生涯学習センター等のあり方を検討することを目的として、従来、施設が提供する学級・講座の学習内容を6分類で把握していたわけですが、これを細分化して施設の提供講座等の状況を把握することにいたしました。これについては、その分類が、報告者が共通の認識のもとに記入できるものとなるよう、また、同種の分類との比較がより標準的に記入しやすい分類を用意することが望ましいということでもかなり議論がありました。ただ、今回の試みはこれが初めてであるということでございますので、今後、分類を改善していくための検討材料とすることを勘案して、今回調査では、現時点で可能な修正を加えて実施するということが妥当であるという判断をいたしました。

それから、オでございますが、オンライン調査の導入。これは、この調査についてはオンライン調査を導入するというようにしており、妥当であります、さまざまな配慮が必要であるということでございます。

それから、カの集計事項でございますが、幾つかの調査を増やしたこともあって、それぞれについても市町村別に施設並びに職員数の集計を公表するというようになっておりますので、これも妥当であるということでございます。

「今後の課題」として(1)と(2)がございまして、(1)では、社会教育施設以外の生涯学習を支援する施設を本調査の調査対象として拡大したこと等は、社会教育の全体像を把握するという観点から、大きな一歩を踏み出したというふうに評価できるわけでありまして。しかし、生涯学習という広い視野の中で、社会教育に関する統計の整備のために、社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設を利用する側の状況等を把握することも必要であるということから、生涯学習を支援する

社会教育に関する統計調査のあり方を見直して、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行う必要があるという指摘をしております。

それから(2)で、先ほどありました学習内容の分類であります、ユネスコ等の国際比較の可能性も視野に入れて、より標準的で記入しやすい分類となるように、次回以降の調査において、今回の調査結果等も踏まえた所要の改正を行う必要があるという指摘でございます。

それから、席上配付資料の2、私の意見というものがございます。「生涯学習・社会教育統計の体系の中での社会教育調査の在り方」ということでございます。

社会教育調査につきましては、前回、前々回の調査に当たって、統計審議会答申において、調査のあり方及び調査体系を見直すということが求められております。今回の調査計画というのは、そういう意味で、社会教育施設以外の生涯学習を支援する施設を本調査の対象に加えたということで、従来統計審議会の答申を踏まえて一歩踏み出したというふうに評価できるものと考えております。ただ、生涯学習を支援する社会教育に関連する事項として何を把握すべきかについては、今回は結論を出すまでには至りませんでした。社会教育調査というのは、現時点では、施設の設置に関する概要、そこで従事する専門職員等の配置、学習機会の提供内容の3点に着目した調査になっておりますが、もし本調査の見直しをするということに当たっては、例えば社会教育分野に関する主体(政府、非営利団体等)ごとの収入・費用の構造を把握することも必要である。その際には、社会教育施設が提供するサービスの対価が市場的に意味を持つか否かに留意する必要があるという御意見も出ました。また、社会教育関連施設を利用する利用者側からの情報を把握する統計の充実も必要であるという意見も出ております。こういうことから、社会教育に関する統計のあり方についての議論は、基本計画部会での課題にも関連があると考えて、統計委員会に報告するものでございます。

以上でございます。

竹内委員長 何か御意見、御質問ございますか。

ちょっと私から伺いたいんですが、この統計が対象としている生涯学習・社会教育ですが、それは一体どういうものだろうかという気がするんです。例えばSNAの中に位置づけるとしたら、これは一種のサービス産業部門の活動として捉えているのか。しかし、実はこういうものはいわゆるボランティア活動みたいな面が非常に多いわけですね。特に自主的な活動みたいなものと、スポーツとかいろいろありますが、そういう施設を使って自主的に自分たちでいろいろなことをやっているというのは、いわゆる産業活動からかなり離れているわけで、ただ、そういう活動もある意味では捉える必要があるという考え方はもちろんあると思うのですけれども、さて、そういうふうに考えたときに、この調査はどこを狙っているのかというのが私にはちょっと理

解しにくいところがあるんですが、それはいかがですか。

阿藤委員 それは議論が生まれて、今回の調査というか、今までの調査ではそういう点には余り触れていないということですが、これは特に野村委員の方から議論が生まれて、先ほどのコメントにあるような収支構造といいますか、いわゆる利用者の収入とか、料金を取っている場合とか、あるいは駐車場とか、レストランとか、そういうものが付随している場合とか、いろいろあると思うんです。そういうものと実際にかかる費用みたいなものを勘案して、SNAに、ちょっと私は専門外ですけども、そういうものに取り込むというふうなことを考えてはどうかという御意見でございました。

竹内委員長 野村さん、どうぞ。

野村委員 NPO、SNAの場合はNPIといいますか、その中で非市場産出に対して、基本的には費用でアウトプットをはかるというような方向にあります。一方で、ある主体が総費用の中で、収入もあるわけですから、その収入が費用の例えば50%を上回っている場合には市場NPIとして評価し、収入を生産額とすることもやっております。その中で、では市場NPIとして格付けられたところも、非市場産出といいますか、経済的に意味のない価格で提供しているサービスがあるでしょう。例えば美術館で収入をちゃんと取っていて、収支はそれなりになっているけれども、費用が若干上回っているようなケースもあるかもしれませんし、そういうものについても、コストをアウトプットに評価しましょうということをしてサテライト勘定ではやっているわけです。内閣府の方で最近計算された試算では、ざっくり見まして、NPIの非市場産出といいますか、GDPを0.8%ぐらい拡張させる。更に、先生がおっしゃったボランティアを格付けると更に0.9%程度と、GDP全体がちょっと膨らんでくるような、これはまだSNAの体系の外ではありますが、そういうものにやってくるサテライトが構築される。それをもう少し精度を上げてやっていくべきだろうと思っておりますし、生涯教育、社会教育の話も、そういう設計のもとで考えるとしたときに、その財が市場的に意味のある価格で提供されているか、あるいは、アメリカの経済センサスの調査票を見ますと、それがノンプロフィットのアクティビティであるか。あるいはノンプロフィットのインシュエーションであったとしても、課税対象所得があるかもしれない。ノンプロフィットというのは基本的に利益を再配分できないということであって、営利活動をしてはいけないというわけではないわけです。そういう意味では、課税対象所得については分離して聞いていたり、それによって、収入と算出のメジャーメントの仕方が変わってくる部分がありまして、そういう部分を注意深く取り扱えるような調査票の設計が必要であろうということまでは議論はいったものと思います。

ただ、悲しいかなといいますか、これは社会教育調査でまだ経理事項が全く入っていない中で一気に進むのは難しい。全体的な体系論の中で議論する必要があるだろう

と。それはまた基本計画部会のWG3の方に引き継がれていくのかという認識のもとでございました。

竹内委員長 わかりましたけれども、私としては、そういう意味で、SNAを拡大して、ノンプロフィットの部分もそういうふうに換算して、拡大会計で入れるというのは、それはそれなりにわからないでもないんですが、拡大体系の中に入れた上で、更にそれはSNAのGDPを拡張することにするという発想には私は余り賛成できません。そんなことを言うと、自分たちでクラブをつくって野球でもテニスでもやって楽しんでいる。その楽しんだ分をGDPに換算して、そこでどれだけ自分で生産して自家消費したかという議論をするのは、私は余りぴったりしないんじゃないかとも思うのです。SNAを拡大するということはそれでいいですけども、それ以外に、そういう部分の把握をする。勝手にやっているんだから、しなくていいというのも1つの考えだと思いますけれども、そういうふうに考えるのか、それとも、コストベースで考えてということをしちんと徹底するのか、ある程度どちらかに決めておいた方がいいだろうという気がして、ノンプロフィットの部分、あるいはノンマーケットの部分までマーケットの方に換算するという考え方は、率直に申し上げて、私自身は余り賛成じゃないんです。

野村委員 むしろ国際比較を行うために、ある国は、より営利事業とともにノンプロフィット活動をやっているかもしれませんし、御承知のように、アメリカなどで美術館へ行けば、レストランの収入とかはかなり多そうな感じがしますし、別の国ではほとんど収入なしにおこなっているかもしれません。そういう部分の総合的な大きさを比較するという意味で、やはりGDPそのものはウェルフェア（厚生）をメジャーしているのであって、先生がおっしゃるような形で、それは明らかにマーケットのアウトプットなり活動とは違うわけですね。マーケットのアウトプットをはかるためには、帰属計算のようなものとか、NPIの活動とか、ガバメントのアウトプットとか、帰属家賃ですらそうですが、そういうものを除いたマーケットエコノミーの部分を出したらどうだろうかと思います。その2つの識別が必要じゃないかという議論があると思いますが、いずれにしても、GDPそのものはウェルフェアのメジャーでもありますので、そこは国際比較ができるように基準を整えていくべきであろうと思います。

竹内委員長 廣松先生、どうぞ。

廣松委員 3点ございまして、まず今の論点に関しては、現在の社会教育調査の中での社会教育施設の位置づけは、行政活動の一環という形になっていると思います。もちろん、そこに今、野村委員等がいろいろ御指摘になった一種の市場活動が入っていることも事実です。確かに、それを今後どう把握していくかということは、この調査の1つの大きな課題だろうと思います。それが1点目。

2点目は、今回、医療施設調査と社会教育調査の両方を同時に審議したわけですが、

そのときに感じたこととして、ある意味で両方の調査は似たところがある、それは、医療施設調査には明確に「施設」という言葉が入っているのですが、社会教育調査の場合には、必ずしも「施設」という言葉は入っていないものの、調査の主たる目的は、やはり施設に重点があります。

そういう意味で言うと、今回の医療施設調査及び社会教育調査に関しては、いわば施設の名簿を整えることを大きな目的としている。ただし、医療施設調査には患者調査とか、患者さんへのアンケート調査ですけど、受療行動調査というのも付随して行われています。その意味では、社会教育調査も、施設の現状を見るだけではなくて、それにプラスして利用者の調査等を拡充していくことも必要ではないか。その場合、医療施設調査が1つのサンプルというか、見本になるんじゃないかという気がします。

それから、3番目ですが、これは先ほどから両調査に関して、経理項目とか、収入・費用の構造などの把握に関して、大変厳しい御意見がありました。ただ、これは今回の調査だけではなく、前回、さらには前々回のときから言われてきたことです。ただ、これから先のことを考えますと、今回は答申案とか、あるいは座長の御意見の中に特に入っていませんが、実は23年の経済センサスが両調査にとって大変大きな意味を持つというか、関連をする。たまたまこの両調査とも3年周期ですので、23年には経済センサスとぶつかります。そうすると、私はこの両調査は、経済センサスの名簿を整備するときの大変重要な情報源だと思います。

その上で、経済センサスの方で両調査に関して今指摘されました経理項目とか、収入とか費用の構造をどう把握し、それから23年以降どうしていくかということは今後の両調査並びに経済センサスのあり方を考えるときに大変大きな論点になるのではないかと思います。ただ、経済センサスについてまだ必ずしも十分輪郭が決っていませんので、両調査の今回の審議では具体的な議論としては取り上げられなかったというふうに思います。以上です。

舟岡委員 今のご意見に関連して廣松委員にお伺いしたいのは、両調査が経済センサスの名簿情報として重要であるという点です。その説明に納得いかないのは、名称・所在地についてならば、何もこの2つの調査によらなくても経済センサスでは正確な名簿を利用できます。以前、医療施設調査については、名称・所在地以外の情報が母集団情報として必要だから、この調査が行われるという説明があったかと思いますが。

廣松委員 はい。経済センサスの名簿整備では21年に実際に調査が行われますし、それから、もともと基本になるのは事業所・企業統計調査の結果であることは事実です。ただ、例えば医療施設の場合には、動態調査も行われていますし、また事業所・企業データベースにも取り込まれています。ですから、その意味で、当然23年の調査を行うときに、いわば最新の情報というか、新しい情報を何らかの形でやはり利用すべきではないかということ、私の個人的な意見として申し上げた次第です。

舟岡委員 補足しますと、静態調査よりも動態調査の方ですね。

廣松委員 そうですね。

竹内委員長 それに関連してちょっと伺いたいんですけど、医療施設調査の方は、経済センサスの場合に、いわば医療業という1つの産業の事業所として扱われることは確かだと思うんですけど、社会教育施設調査のときも、社会教育施設というものは、博物館とか何とかは独立の事業所として把握されると思いますが、生涯学習センターなどというものも経済センサスのときに1つの独立の事業所として把握されることになるのでしょうか。その辺は私はよくわからないんですが、どうなんでしょうか。

廣松委員 それについては、今明確にお答えできるわけではありませんけれども、少なくとも事業所・企業統計調査が言う「事業所」という意味では、やはり対象になると思います。

竹内委員長 それは大丈夫でしょうね。つまり、社会教育センターなり学習センターというのは、1つの事業所の一部にあるというような形だったものが、経済センサスの時には独立のものとして把握されないということにはなりはしないかということがちょっと疑問なんです。

廣松委員 ええ。その点については先ほど部会長の方からも御指摘がございましたが、生涯学習センターの場合には、かなり複合的な形になっているケースが多いようでして、それを実査上うまく捉えられるかどうか。そこは、かなり技術的な側面も含めて問題があるというか、今後検討すべき課題だというふうに思います。

竹内委員長 経済センサスのときに、そういうことが、いろいろなところで複合的なものがあつたときに、主なものでは捉えられると思うんですけど、その下に入ったものが落ちてしまうんじゃないかという危惧の念をちょっと感じるんですけど、その辺はどなたか御存じだったらちょっとお知らせいただけますか。

舟岡委員 私の理解では、経済センサスですべての事業所を捉えることができますから、そのサブセットが社会教育施設であり、医療施設です。これから平成23年の経済センサスが具体化に向けて検討が進むものと思いますが、私は、両調査とも経済センサスの中でどう位置づけるかを考えるべきだろうと思います。その意味で、先ほどこの両調査が経済センサスの名簿整備のための前提となる調査であるとの位置づけは適当ではなからうと指摘したわけです。

竹内委員長 舟岡さんのおっしゃることは全く賛成ですが、私が危惧しているのは、複合的なものについて、事業所として主なものとしてだけ出てきて、そこにこれとこれが両方入っているというようなことがうまく経済センサスの名簿としてできるかなということですが。それは、そういうふうに御注意いただければいいだけの話ですけども。

舟岡委員 かなり以前に、各種の統計調査で事業所の概念が異なることについて、どういう違いがあるかを検証するため、1つの地域を対象として、試行的に事業所の

マッチングをしたことがあります。その結果、医療関係や教育関係ですと、捉える事業所が事業所企業統計調査と1対Nで対応したり、M対1だったり、L対Kだったりという、いろいろな組み合わせを確認できました。したがって、経済センサスの中で、その間の対応関係をどう捉えていくかを検討する必要があるとの委員長の御指摘は、そのとおりだと思います。

竹内委員長 ですから、経済センサスの名簿をつくる時や何かのときの注意事項になると思うんですけれども、やはりその辺は十分注意していただかないと、特に第3次産業関係ではいろいろなことが起こり得ると思うんです。別に医療に関係しなくても、例えば最近例の駅ナカ商店街などというのは、あれは駅を交通業としての事業所だと捉えてしまうと、入っている店が出なくなってしまう。そういうようなことがありますから、その辺は当面の問題とは関係ないかもしれませんが、どうも社会教育施設なんかについてもその問題はかなりありそうだなという気がするものですから、特に、例えば博物館や美術館なんかに入っているレストランというようなお話も、さっき野村さんから出ましたけれども、これもそういうものもきちんと捉えないと、そういうレストランが独立の事業所として出てくるかどうかという問題もあると思うんです。

野村委員 今、委員長がおっしゃっていたお話は、まさに重要な問題として認識されるべきだと思います。I O表の推計、あるいはU表、V表、メイク表といいますか、アウトプットをつくる時に、メインのアクティビティ以外のサブアクティビティとして、2次、3次のものがあると思うのですが、そういうもののアウトプットをどこでどのレベルまで捉えるか。現状の調査で言えば、平成21年調査の調査票の案というものは、今のところ基本的には従産業を大分類で捉えるということになっていると思います。そういう意味では、平成23年の経済センサス(活動調査)においても第2次的なアクティビティというものは細部がわかりませんので、詳細な調査項目を与える調査票を配布することが今のところできない。そういったことが、活動調査のうえで問題をもたらす可能性が非常に大きく指摘されているところであろうと思いますが、この部分は、この前のWG2のところでも、経済産業省、内閣府も含めまして、問題意識として提示され、それについてはまた、この基本計画部会のもとで経済センサスのときに議論をしようという話になっていたというふうに私は認識しております。

竹内委員長 今おっしゃることはそのとおりですが、これは1つの事業所の副事業ではなくて、1つの事業所の中にほかの事業者が入っているという形がかなり多いわけですね。しかも、困ったことに副事業でやっている場合もある。例えば、さっきの駅ナカで言うと、かつて鉄道弘済会というのがやっていたときは鉄道業の副事業だったんですね。ところが、今は店が全部違う。鉄道弘済会の扱いはどうなったかよく知らないけれども、多分、全部別扱いになったと思うので、そういう微妙なことが、特に公的な施設の中に入っている私的なサービス業みたいなものが独立の経営になって

いるのか、1つ構成施設になっているのかというような差もありますから、その辺は多分、名簿をつくる時には十分注意していただく必要があるだろう。ちょっと余計なことになりましたけれども、例えば医療施設についても、病院の中のレストランというのは最近かなりありますから、ちゃんとそれは捉えていただかないといけないと思います。

出口さん、どうぞ。

出口委員 先ほど対象としている社会教育はどういうものか、サービス産業部門の活動としてという野村先生からの御指摘もあったと思うのですが、私も基本的に、まずあの種のを、特に人的資本の育成のサービス経済面での把握という意味で考えると、市場化されたものよりは非市場的なもの、それから公的なものと私的なものがクロスしていて、かなり複雑な帰属計算しないと把握できないものが多いと思っまして、本調査は施設の調査だというのは十分わかっているのですけれども、NPOのものや、有限会社とか、アクティビティを把握するのは基本的にこの調査では無理だという理解でよろしいのでしょうか。何が言いたいかというと、例えば社会的な知という意味での音楽的な知だったら、ヤマハ音楽教室もあれば、公民館でやっているものもあるみたいな構造になりますし、コンテンツとか、日本のサービス面での人材育成、特に漫画などは公的教育や市場を経由しないんですけれども、ボランティアだけは1回のイベントで数千人集まるみたいなものはざらにあるので、そういうものはすべて今のレンジの外にあるという認識のもとでの調査だということは、一般的な社会的なサービスの人的資本の育成の把握という意味には今回の社会教育の調査というのはなっていない、そういう理解だと思います。

竹内委員長 それでよろしいですか。

阿藤委員 そうですね。

竹内委員長 それは、今、出口さんのおっしゃったようなことをはっきりさせることは必要ないということでも、多分、施設調査の中でそれをやるのは当面は不可能だというふうに私も理解したいんですけれども。

野村委員 ただ、この調査そのものは、1つの施設において複数のアクティビティがあった場合には異なる調査票を送るというところが重要なところでして、アクティビティが幾つかあった場合に、それをちゃんとそれぞれを捉えようということはされているわけですね。内部についての活動の把握を、経理事項は含みませんが、それをやっている。同じことが経済センサスにも言えると思います。違うアクティビティに対して調査票がそれぞれ別個に設計される。それ自身をそれぞれにどうやって送ることができるかというところがポイントになるということだと思います。

竹内委員長 それでは、とりあえず、この諮問につきましては何か御意見ございますか。

もしなければ、このとおり答申を出させていただくということでもよろしいでしょう

か。

(「はい」と声あり)

では、そのようにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次は産業統計部会の審議状況についての御報告ですが、舟岡部会長からお願いします。

舟岡委員 それでは、御報告いたします。

産業統計部会では、特定サービス産業実態調査の改正について審議しています。既に前回の統計委員会で第1回目の産業統計部会の報告をしましたが、そこでは本調査の目的・役割について主として議論しました。それを引き継ぐ形で3月17日と4月4日にそれぞれ、第2回目、第3回目の審議を行いました。特定サービス産業実態調査の改正についての第2回目に当たる第5回の産業統計部会の結果概要は1ページから4ページまで、第6回の結果概要は5ページから8ページまでであります。

順に説明しますと、審議の過程で出された主な意見としまして、論点の第1点の「本調査の目的・役割」については、として、詳細に構造を明らかにする調査を全数で毎年行うのは、限られた統計資源から見て不適切である。従来、主要な業種については毎年調査していましたが、それ以外の業種については何年かの周期でローテーション調査を行っていました。それと同じ方法をとれないか。もし仮にすべての業種が毎年必要であるとしたならば、標本調査化を図るとか、大規模な事業所を対象とした裾切り調査とする方法も考えられる。そのような意見がありました。それに対して、調査実施者から、平成21年調査に向けて、層別化を考慮した標本設計を行う方向で検討したいという回答がありました。

については、平成22年および23年の特サビ実態調査のあり方に関して、調査実施者から、22年の本調査は23年経済センサスの中に組み込む。23年の本調査は、経済センサスと調査実施時期の調整を図りつつ、実施する方向で今後検討したいとの考えが示されました。

関連しまして、次のページのに飛びます。で、経済センサスの実施以降、本調査の調査方法を変更することを前向きに検討したいという調査実施者からの回答がありました。これに対して、次のページに移って、経済センサスで得られた情報を前提として考えると、従来とは違った調査の仕組み・設計が可能である。新設の事業所・企業の捕捉ができれば、本調査は各業種の特性について実態を的確に捉える調査として、かつ、毎年調査するならば、そのことによって動的な変化も捉えることのできる調査になり得る。事業所・企業の規模等については経済センサスで売上高を捉えることができるので、どの規模を区切りとして悉皆調査を行うことが適当か、どの規模以下だったら標本調査にすべきか、といった検討も可能となる。

続いて、についてですが、大規模な事業所と小規模の事業所では、サービスの生産工程が異なることを踏まえれば、将来的には、大きな規模の事業所と小さな規模の

事業所では、調査事項に精粗があってもよいのではないかといった意見がありました。

戻りまして、1ページ前の のところですが、個々の行政施策が国民経済にどれだけ有益・有意義であるかを説明して、また外からの評価に資するような、そういう資料提供を行うことが行政施策上のニーズの最たるものである。各施策において、このデータがないと適切に立案できない、このデータがないためにこういう面で支障が生ずる、データがあるとどう改善が図られるか、そういうことを明確にしてほしいという要望がありました。これについては、政策部局からの要請を吟味して、統計調査として調査実施者は情報収集するものであって、施策の企画・立案を行う際に、どういうエビデンスに基づいているかについてまで理解していないということで、次の第6回部会で政策部局から詳細にヒアリングして、情報サービス業とコンテンツサービス業を例として、政策の企画・立案への具体的活用事例を紹介していただきました。

ですが、特サビの第1回の審議におきまして、本調査はサービス産業のそれぞれの個々の産業の特性に重点を置く調査として大きな役割があることについて共通の認識を持ちましたが、改めて調査の必要性を再度確認した形で、業種を広げればよいということではなくて、特に重要な業種に限定して、産業特性を重視した調査とすべきではないか、そういう意見がありました。

それから、今回の部会審議の位置づけについては、 にありますように、平成20年の調査計画案を審議すること、 サービス産業に関する統計調査を実施し、情報収集する際に、そのあるべき姿としてどんな方向性が考えられるか、つまり、当面の調査計画に対して結論を出すべきことと、中長期的にどのような内容であるべきかを考えること、以上この2つについて審議がなされるべきであるとの結論となりました。

ですが、サービス業の実態を把握するために、各業種の特性に係る調査事項の的確な設定はなかなか容易ではありませんが、今回の計画において、アウトソーシングの状況、IT化への対応、就業の形態をより細かく把握できるように、調査事項が一部変更されている点について、少しずつではあるけれども、サービス産業の特性を把握する努力がなされているとして、この点について評価できるとの意見がありました。

さらに、目的・役割に関連した審議内容として、第6回の結果概要の5ページに移って説明します。同じように、本調査の目的・役割について審議が行われ、最初の ですが、コンテンツ産業においては、外注の仕組み、付加価値の構造は製造業と異なっているので、現行の調査事項では不十分であって、産業構造の特性を正確に把握する必要があるという意見が出されました。それに対して、調査実施者から、大規模事業者と中小規模事業者において、調査内容に精粗の差異を設けた調査票の設計を行うこと、大規模事業者は悉皆とする一方、中小規模事業者は標本調査化等を図ることについて、今後検討したいとの意見が述べられました。

以上の審議を踏まえまして、本調査の目的・役割については、そこに4点記してございます。

1 点目が、本調査は、サービス産業のうち、経済産業省所管の特定業種を対象に、その事業活動の詳細な実態を把握し、業種特性を明らかにすることを目的とするものである。

2 点目として、サービス産業分野の統計が未整備である中で、広く概括的な統計として、5 年ごとにこれまでサービス業基本調査が実施されてきましたが、サービス業は改廃が激しくて、活動内容が目まぐるしく変化しているので、もう少し短い周期でサービス業分野に網をかけた統計の整備が求められていて、本調査はその一翼を担っている。

3 点目として、現行の調査結果は、種々の具体的施策の基礎資料として有用な情報を提供しているものであるけれども、調査事項としてまだ不十分な点があるので、有用性をより高めるため調査事項について引き続き検討する必要がある。

4 点目として、サービス産業を広くカバーする統計の一翼を担うという本調査の役割については、調査方法や調査対象の設定と関係することもあり、これについては平成 23 年の経済センサスによって詳細な母集団情報が整備されるので、その整備の状況を踏まえて、将来、中長期的なあり方を検討すべきである。現時点で経済センサス以降の本調査の役割まで検討することは困難であり、経済センサスの実施以前と以降では、調査内容と設計が異なることになろう。

以上の考え方でまとめました。

次いで、調査対象業種の追加については、第 5 回の結果概要の 3 ページを御覧いただきたいと思います。

として、本調査の必要性について、行政施策上、28 業種まで拡大しなければならないことは理解できるけれども、全数調査で実施することについて、今回調査ではやむを得ないとしても、将来的には標本調査化等を検討することが必要不可欠であろう。今回の計画で 10 業種追加していますが、これは対事業所サービスの中で、売上高が多い業種から順に優先的に拡充を図ってきた一環であります。21 年調査からは残りの対個人サービス業について業種拡大を行いたいとの説明がありました。

については、これら業種拡大によって、サービス産業分野における経済産業省所管の業種については、日本標準産業分類の小分類ベースでほぼ網羅されることになるとの回答がありました。以上の意見を踏まえて、今回、10 業種を追加することについては、適当とされました。企業単位で一部の業種について調査することについても適当とされました。

3 番目の「調査事項について」であります。調査実施者から、本調査の目的・役割に照らして、調査事項が適切なものとなっているかどうかの検討は今後の課題として考えており、特に経済センサスの実施以降、生産性を各業種の特性の違いに合わせて捉えることが可能となるような調査としていく上でも重要であるとの意見がありました。

なお、第1回目の審議で出された意見を踏まえて、調査実施者から、物品賃貸業に係る4種類の調査票において、新たなリース会計基準の適用前後における所有権移転外ファイナンス・リース取引の実態が把握可能となるように、そして営業費用についても、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分して、把握可能となるよう調査項目を追加したいという案が示されました。これによって、長年の懸案だったファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区別して情報が取られるようになり、SNA推計において、精度の改善につながるものと評価できます。

続いて、第6回の結果概要の6ページの「調査事項について」に移ります。無形固定資産について、デザイン業とか機械設計業では、その所有する産業財産権の把握が重要である。ただし、評価額を計上することは難しいので、それを捕捉する代理情報として、例えば出願件数とか取得件数の情報を把握することを検討したらどうかとの意見がありました。これに対して、報告者負担から、当初の計画案どおりとしたいとの回答でした。他方、産業財産権については、出願人ベースのデータが存在していますから、この情報を利用して、何らかの形で企業名称・所在地と出願人の名称・住所等を名寄せすることで、将来的にはこの種の情報が利用可能になると考えられ、このような観点からも検討すべきではないかとの意見がありました。

それから、出版業におけるカテゴリーごとの総発行部数、印税額を把握して、更に、外注費の国外分については詳細に調査すべきではないかという意見が出されましたが、調査実施者から、業界団体等にヒアリングを行った結果、出版業における総発行部数と印税額については、項目を追加する方向で検討したい、ただし、外注費の国別内訳等については、記入困難な状況であるとの各業界団体からの説明もあったので、当初計画案どおりとしたいとの説明がありました。

であります。デザイン業、機械設計業、広告業については、業務の外注が大きな意味を持つけれども、その把握が不十分であって、どのような業務をどの程度どこに外注しているか、といった情報を把握することを今後検討してもらいたいとの意見が出されました。

それから、コンテンツ制作に附帯するサービス業の調査については、ポストプロダクション業がますます大きな位置を占めるようになっていますが、これらの契約先のほとんどは広告コンテンツ、映画関係となることから、内訳としてこれらの区分を設けるべきではないかという意見が出されましたが、報告者負担も考慮しつつ、今後検討していきたいという回答でした。

以上の審議を踏まえて、調査事項については、当初計画案で概ね適当とされ、ただし、リース会計基準の見直しに伴う物品賃貸業関係の4種類の調査票において、所要の項目を追加し、日本標準産業分類の改定に伴って、業種の名称を変更する、出版業調査票における総発行部数、印税額に係る項目の追加を行うことが必要とされました。

4の「調査方法について」ですが、都道府県別の表章を前提とした場合、標本調査

化しても、實際上、標本を少なくすることはできないのではないかとこの意見がありました。また、いろいろな工夫をすればそれが可能であるのではないかとこの意見も出されました。

追加業種については、郵送調査を導入し、民間事業者を活用するとされていますが、どれだけ回収率が期待できるか疑問であって、回収率の達成に向けて十分な協力態勢なり、モニターの実施等の体制構築が必要であり、更に、民間事業者の活用については、P D C Aのシステムが的確に働くように十分に留意すべきで、また、入札に際しては、事業者の適正な評価項目の設定についても留意すべきであるという意見が出されました。

それから、8ページの ですが、都道府県別の表章については、ブロック単位の表章で十分ではないかとこの意見が出ましたが、それに対して、地方公共団体から、地方のリソースを使って調査結果が得られていることからすると、地方が享受するベネフィットにも配慮して、都道府県別の表章を引き続き行ってほしいとの要望もありました。一方、特定の細かい業種について全数を行う必要性はそれほど説得的でなく、数年に一度、都道府県別に詳細に結果表章できる規模の調査を行い、中間年は標本調査とする、そういうやり方が適当ではないかとこの意見もありました。

以上を踏まえて、そこに記してありますように、調査方法について、十分な配慮をしつつ、標本調査化の導入について、次回調査に向けて引き続き検討するという事について了承されました。

集計事項については、調査事項の追加と日本標準産業分類の改定に伴う修正案が提示され、了承されました。また、欠測値の補正方法については、次回調査に向けて検討したいとの意見が出されまして、それについても了承されました。

答申骨子案について、前回部会までの審議結果を踏まえて作成した骨子案を提示して、その構成については了承されました。答申案の中身については、5回、6回の部会での審議結果等も踏まえて、更に追加した形で答申案を作成し、次の4月18日に開催される部会において審議することとしております。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございます。何か御質問ございますか。

美添委員 特に意見ということではないんですが、調査の業種が最終的には28業種まで拡大するという事で、それは経済産業省の政策上求められているという、そこまではよくわかりました。ただ、部会長が先ほど説明されましたように、毎年すべての業種を対象に都道府県表章をするというのは、これは経済産業省の統計職員の数をもってしても大変困難なことであると思います。現に、今回も一部分の調査は民間事業者を活用するという提案になっているわけです。しばらく前まで、平成17年まででしようか、今回のような形に大幅な設計変更がなされる前は、業種を3つの群に分けて、3年周期のローテーションで調査するという事も一部分の業種についてはなさ

れていました。そのほかに、毎年、調査業種とするものもあって、そのように明確な区別をするということができていたわけですから、今後もそのような方法をとるのが合理的ではないかと私は思って本部会で発言したことがあります。

それに対して、最後に舟岡部会長が説明されたように、都道府県としては、やはり自分たちが調査するものだから、毎年表章ができるような調査を実施したいという発言がありましたけれども、その点については、過去のいきさつをそれぞれお調べいただいて次回議論をしていただきたいと思います。過去のいきさつというのは、前回の統計委員会で申し上げましたように、平成16年の事業所・企業統計調査とサービス業基本調査の実施において、サービス業対象事業所がすべて調査可能な状況であったときに、都道府県は全数は要らないと強く主張したという経緯があるわけです。特サビはサービス業のごくごく一部分ですから、そこに全数が必要だというのは、恐らく前任者との意思疎通が十分図られていないのではないかと。前任者の意見は、負担が多いからだという説明だったわけで、そちらと意思疎通をきちんとしていただくということが重要ではないかと改めて認識しました。

竹内委員長 どうもありがとうございます。何か御意見ございますか。

私、ちょっと1つ、よくわからないところがあって、確かに、美添さんがおっしゃったように、特定サービス産業に関する調査というのは、もともとの出発点においては、そのときそのときに非常に重要な産業に対して、ダイナミックに政策をやっていくために必要なものを選ぶという話で、かなりローテーションやら、出入りがあったわけですね。これが、だんだん業種が増えてきて、一種の安定的な構造調査みたいになってきたんですけれども、それでいいのでしょうか。つまり、ある特定の範囲について安定的な構造統計をつくるのがこの特定サービス産業実態調査の目的だというふうに理解していいんですか。

舟岡委員 そのような理解で良いかについて私に聞かれても困るのですが、先ほど美添委員からの意見にありましたが、18年調査の当初計画では、それまでの業種のローテーションで調査するやり方をやめて、広く浅く、各業種について調査することに変更されていましたが、統計審議会において、その方向は適当ではないとの意見が大勢となり、計画案が大幅に見直されました。それを踏まえれば、毎年調査が実際に適当かどうか、限られた統計資源からして可能であるかどうかについて検討する必要があると思いますが、個人的には、悉皆層と標本層の2つに適切に区分することと、同時に、詳細な調査票と簡易な調査票の2つの種類の調査票の組み合わせで、特定のサービス業について、都道府県別にどこまで可能かはわかりませんが、かなり幅広い業種で表章することができるし、特定の業種の特性も浮かび上がらせる調査にもできるだろうと理解しています。本来、規模の小さな対象にきめ細やかな調査事項を調査しても、ほとんど意味がないのではないかと私は予想しているのですが、これについては実施者からの別の意見もあるかもしれません。

竹内委員長 そうすると、舟岡さんの御理解によれば、いわば構造的に広く薄く、しかし安定的にやる部分と、特定の重点を絞ってやるものと両方あっていいだろうと。そうすると、私の理解では、後者の部分は、状況が変わればまた対象が変わったりすることもあるんじゃないかと思うんです。つまり、サービス産業というのは非常に変化が激しいですから、変らない部分と新しくできたものとあると思うのですが、そういうふうに両方組み合わせた構造でできると思ってよろしいんですか。

舟岡委員 私が答えることでもありませんが、私はそのとおりだと思っています。

竹内委員長 実施者の考え方ということもあるけれども、経済産業省はいかがですか。

経済産業省調査統計部 経済産業省です。御指摘のとおり、今回の特定サービス産業実態調査は業種を拡充いたしますけれども、やはり先ほど御説明がありましたように、従来は毎年を調査する業種と3年周期でやっている業種がありましたが、やはり政策的なニーズから言いますと、サービス業は経済的な重要性が増していることに加えて、最も変化の激しい産業である。したがって、3年ごとの調査ではなかなか行政ニーズに合わないということで、毎年調査のニーズが高まったということで、今回こういう形でお諮りしているところでありますが、御指摘のとおり、リソースの問題等もございますので、既に部会で御指摘いただきましたように、今回の20年調査についてはもう既に準備をしておりますので、一部項目追加等、変更はさせていただきますけれども、この形をお願いいたしますが、21年調査についてはサンプル調査の導入等、既に部会で御指摘いただいた点について検討させていただいて、記入者負担、それから行政上の負担を踏まえた上で、最適な調査ができるようにやっていきたいというふうに思っております。

竹内委員長 そういうことで、1つ、特に経済センサスの後は、またそれに依存して変えるということが大分入っているようですから、今回はこういうことでもう少し審議を進めていただければ、この次答申いただけるかと思いますが、今後いろいろ変わっていくということも前提にして、いろいろ更に御検討いただきたいと思うのですが、特に今何か御意見がなければ、予定の時間が大分過ぎてしまったので、この件はこの辺で終わらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それで、実はワーキンググループの議論の進行状況についてそれぞれ御議論いただきたいのですが、報告は各5分で是非お願いいたします。では、第1ワーキングからお願いします。

美添委員 第1ワーキンググループです。前回、私だけが短かったので、今回は長くしようと考えていたのですが、5分をめどに。

お手元の資料4には、第3回から第5回までの議事概要がございます。第3回、3月7日は、統計委員会の直前で議事概要が間に合いませんでしたので、今回説明させていただきます。

この回までは、1回、2回に引き続き、委員の共通の理解を形成するという意味で、経験者等からの意見の聴取を続けました。この日も、まず1番目に地方公共団体からの意見聴取ということで、福岡市の統計調査課長から30分ほど報告をいただきました。基本的に、職員の育成とか調査員の導入の困難性などが話された中で、1つ気になったのは、職員の経験がなかなか蓄積されないということです。1ページ目の議題1の最後の方に書いてありますが、統計担当部門から他部門に異動した職員が再び統計部門に配属されることはほとんどなく、その理由が、統計調査は負担が多いと認識されていて、再び統計部門に帰りたいという積極的な職員がいないという現状が挙げられました。この問題をどう考えるかが、この第1ワーキンググループに与えられた課題と認識しています。

続きまして、委員に対する有識者ヒアリングの1番目は東京都の元統計部長で、大変まとまった資料を用意いただきました。地方統計機構と実査体制について、さまざまな点を指摘されましたが、強調されたのは、国と地方公共団体間で統計調査に関する太いパイプをつなぐことが必要で、つなぎ直すと言っておられます。最近は、この連携が十分機能しないようになってきている点が問題だと認識しているようです。

続いて、竹村委員から、政府統計に関する研究及び教育の方策について、また森委員から、官学の新たな連携のあり方について、それぞれ具体的な意見が表明されています。これはまだ最終案に向けての議論ではないので、主な意見だけ紹介しますが、行政機関内に研究組織がないということでは、今後も優れた統計をつくるのは難しいという指摘がありました。そのような研究組織について必ずしも大きな組織である必要はないということ、それから、各省とも研究者から意見をもらうような研究会を開催しているということでしたが、それを超えて、政府全体として学会との交流の場が必要であるという発言がありました。

続きまして、第4回にいきます。議題1は、統計ニーズの把握方法についてということで、これは単に雑多な要望を聞くということではなくて、本当に意味のあるニーズで、3ページ目の下の方に書いてありますが、意図が適正・明確である、具体的に公益性がある、政策的必要性があるなどというものを「ニーズ」と呼び、そうでない漠然とした要望と区別して真剣に対応すべきであると。重要性であると判定された要望については予算などを検討する必要があるわけですが、そういう第三者的な立場としては、統計委員会が適切ではないかという発言が各学識委員からありました。

4ページ目ですが、現在、各省とも個別調査ごとに利用者の意見を聴取する場を設けているわけで、それは今後も残していただきたい。しかし、政府全体に共通するような事項については、統計委員会が適切な場であって、そこに専門部会などを設置することが適当であろうという意見が強く主張されました。

今回の議論では、4ページ目の下の方にありますが、として、統計利用者、統計作成者の意見交換の場が必要、として、従来、各省が行ってきたニーズ把握は引き

続き行う、3点目として、各省横断的なものも必要である、4点目が、意見・要望聴取の頻度については特に定めずに随時検討する、5番目は、把握した要望への回答は必要であるが、そのために統計職員が過剰な負担を負うことがないように考慮する必要がある、なお、要望をどのようにして実現化するかも検討が必要である、ということでした。この問題については、一通り意見をいただきましたので、第2ラウンドでもう一度検討する機会に、具体的な内容を詰めることにしております。

続きまして、議題の2ですが、基幹統計の指定基準の明確化について。これについては、幸い、このワーキンググループの直前に統計委員会・基本計画部会の合同部会で具体的な提案がなされたので、ほとんどその説明で了解されました。つまり、基幹統計を指定するという行為と別に、統計調査に関しては承認するという行為があることで明確ですし、加工統計などの場合にも、作成方法について総務大臣に報告するというプロセスがありますので、その段階で品質を確認することができる。このように指定と承認という2つの側面に分けて、ほぼ全員の合意を得たところです。

残された課題は、指定の基準は単に重要であるということで、その中身を箇条書きにすることは困難という意見がある一方で、何らかの具体例がないと、今後、他のワーキンググループで基幹統計を指定する際に困るのではないかという意見がありました。それを踏まえて、どの程度まで統一的な重要性の判断基準ができるか、引き続き検討することとしました。

5ページ目の下の方に書いてありますが、重要性については各指定統計における考え方や技術を引用するのが1つの手段であるということで、これは次の回あたりで各省に考え方を紹介していただこうかと考えています。承認の段階で必要な統計の品質ですが、略語でDQAFというIMFで提案しているデータ品質評価のフレームワークに詳細な評価基準がありますので、これを参考にしながら原案を作成することとして了解を得ています。

6ページ目の統計調査の整理合理化ですが、過去の取組み等については省略して、7ページ目のまとめに行きます。整理合理化を行う前提は、優れた統計を作成するためであるというのが共通の理解でした。続いて ですが、今後の取組みについては、これまで行われてきた評価がどのような意義を持ってきたかを踏まえて再度考える。3番目ですが、これは大事な点ですが、整理合理化というときに、ユーザーニーズとの関係を判断することはもちろんですが、削減を前提としている響きが余りにも強い。趣旨は、政府全体として、優れた統計を作成するために、緊急性の薄れた統計を整理するというので、今後、「統計調査の見直し、効率化の考え方」という表現に変更することとされました。

次の議題2ですが、統計の評価については、先ほど既に出てきた話題と密接に関連しております。各省とも現状いろいろな評価をしているという発言の中で、総務省からやや具体的な評価の基準が紹介されました。更に、従来 of 統計審議会や現在の統計

委員会における審議でも評価を受けていると認識しているという発言もありました。

8 ページ目は議論のまとめになっておりまして、1 番が各府省で評価を実施しているという現状。2 番は、今後、同一の分野の個別統計間で順位がつくような共通の評価基準が必要であるということ。3 番目は、調査の実施機関を評価するというのではなく、個別統計を評価し、序列化をする必要があり、基本計画策定時に統計委員会として政府横断的な評価を実施することが適当であるということでした。4 番目が、既存の政策評価は組織単位の評価であり、統計委員会として取り組むのは個別統計の評価を明確にするということで、従来の評価とは違うということでした。

最後の課題ですが、統計基準の設定について。ここでいう統計基準というのは、端的にいいますと分類の問題です。使用が義務づけられている統計分類として、現在、「日本標準産業分類」と「疾病、障害及び死因分類」の2つがありますが、これを中心にして、ほかにどのような分類が必要かという議論がなされました。ほかの基準として幅広くさまざまな基準を導入すべきであるということが大勢の委員から発言がありまして、例えば地域区分とか、時系列の接続とか、統計に関する用語集なども基準であるという発言があったのですが、余り議論が拡散しないように次回に少し整理して議論をすることとしました。

竹内委員長 ありがとうございます。それでは、第2ワーキンググループについて、お願いします。

舟岡委員 前回長かったので、今回は短くします。第4回、第5回、それから先週の金曜日に第6回の会合がありますが、第6回の会合については、議事概要が付いていません。

第4回では、経済統計を利用している各府省の原課から、どういう方向で統計整備をしてもらいたいかという要望事項について、内閣府と経済産業省と環境省から意見が出されましたので、ヒアリングを行いました。その主な内容と、質疑については記されたとおりであります。

それから、分野ごとの統計整備を検討する際、どんな論点があるのか、そして、どういう議論をすべきかについて、3点記してあります。単に計画を作成するのではなくて改革すること、工程表を示すことがこのワーキンググループの役割だとの指摘に賛成する。財政については、岩本委員より、前回欠席でしたので報告がありましたが、財政に限らず、中長期的な課題と短期的な課題を区分して交通整理する必要がある。全体的な整備について、ベネフィットとコスト、実現を阻む問題などをはっきりさせ、優先順位づけを行うことが必要である。このような意見が出されました。

続きまして、第5回の議事概要ですが、海外主要国の統計情報について、政策統括官室で各国に照会していただいて、その回答があったのが現在2カ国であります。ドイツとカナダの経済統計の現状について説明があり、それを巡って質疑が行われました。その内容は、そこに記されたとおりであります。

2つ目の議題として、地方公共団体における財政推計の公表事例について資料を整えていただきまして、事務局からSNA作成の観点から見た地方公共団体の財政統計の提供状況等について説明がありました。その主要な質疑はそこに記されたとおりであります。

3つ目の議題は環境統計についてですが、これ以降が、個々のテーマについて、今後具体的に計画を策定するための基礎材料を審議して作成していくものとなります。担当は吉岡委員ですが、吉岡委員から環境統計について説明があり、環境省から、廃棄物・水分野の統計調査の概要、ヒートアイランド現象についての説明がありました。今回の基本計画の検討では、吉岡委員の意見も踏まえて、地球温暖化関係と水の問題に焦点を絞ることとしてはどうかという意見が出され、これについては、更に引き続き検討する予定であります。環境統計について、OECD加盟国として最低限の統計は整備しているというのが環境省の認識でございます。

先週の金曜日に行われた会合では、4つの議題について検討しました。SNAの精度向上に向けた検討については門間委員に取りまとめをお願いして、主にQEの精度向上と確報の精度向上及び体系的な整合性に関して、それぞれにどんな問題があって、何をこれから詰めていくべきかについて御報告いただきました。QEの精度向上に関する論点としては、季節調整四半期パターン、基礎統計のノイズ処理の問題、QEと確報の推計方式の統一であります。確報の精度向上及び体系的な整合性については、産業連関表とSNAの整合性に関して、固定資本減耗とストック勘定に関して、SNA国際基準への対応、デフレーター推計に関してであります。

2番目の議題は母集団情報の整備についてで、田辺委員と私の共同作業による報告です。主に経済センサスに焦点を当てた議論を行いました。

それから、3つ目の議題が財政統計についてで、岩本委員からの報告です。

4つ目の議題は、労働・所得統計についてで、阿部委員からの報告です。労働所得統計は第3ワーキンググループでも検討していますので、そこの対象のすり合わせを行って、適宜焦点を絞って第2ワーキンググループでは議論をしていきたいと考えています。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございます。次に第3ワーキンググループについて、お願いします。

阿藤委員 資料6ですが、第3ワーキンググループでは、最初の2つ、第3回、第4回については、第1ラウンドの続きで、幾つかのテーマを順番にこなしているわけですが、第3回の方は「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」と「治安・犯罪・防災」の分野ということで議論をいたしております。それに先立って、嶋崎委員と廣松委員から「家族・暮らし・居住・居住・余暇・レジャー」についての資料をいただきまして御説明いただき、それに基づいて議論をしたということではありますが、

時間もないので細かい説明は省きますけれども、パネル調査についてかなり関心が高かった。ただ、なかなか難しいという面などもある。それから、住宅・土地統計調査の見直しなども検討する時期にきているのではないかと、それから「治安・犯罪・防災」については、警察とか司法統計しかないわけですが、これは、ニーズとっては変ですけれども、何か住民側の統計というのがあってもいいのではないかという議論もございました。

それから、第4回のワーキンググループ、これは残されました「医療・健康・介護」と「教育」の2つの分野についての第1ラウンドの議論を行いました。「医療・健康・介護」の分野につきましては、特に保険適用外のそういう医療費の実態というものがどうもわかっていないということで、そういうものを何かつかまえる方法、国民医療費の中にもそういうものが入っていないとか、そういうふうな問題が指摘されておりまして、この辺はどう対応していくかという問題です。それから、医療・介護・福祉などは一連の流れで捉えるべきで、この辺も施設側の統計等ではなかなか難しいという問題がございました。

それから、「教育」分野につきましては、これは先ほど部会の議論でありましたような利用者側からの情報把握とか、あるいは公教育以外の民間の部分での活動はほとんど把握されていないというふうなことで、この辺の問題を把握する必要があるとか、あるいは地域別に教員になっている人と、潜在的な有資格者がどれだけいるのかということがなかなかつかまえられないとか、そんな問題が出てまいりました。

一応、第4回で第1ラウンドで予定したテーマをすべて終えまして、第5回は第2ラウンドの第1回ということで、ここでは「人口、人口動態」、「労働・雇用」、「福祉・社会保障」、この3つを合わせまして、それぞれ重要統計として何を考えるべきか、それから、統計整備の重点的な課題は何かという、そういう2つの大きな枠組みで議論をいたしました。重要統計については、既存のものについても議論しましたが、ちょっと別個で将来推計人口というものは今まで議論されていないけれども、これを基幹統計として考えるべきかどうかというふうな議論がございまして、いわゆる基幹統計の定義で考えるとどれも当てはまるということでもございまして、その辺を含めてはどうかという意見が大勢を占めた。それから、外国人統計はこれから重要であるとか、厚生統計関係で個別の業務統計などがたくさんあるわけですけれども、これは1つの統計に統合して基幹統計というのはなかなか難しいかもしれないというふうなこともございました。それから、社会保障給付費とSNAと整合性を図る必要性とか、そういう議論もございました。

それから、この分野で重点的な課題としては、幾つかございましたけれども、1つ大きくてテーマとして、提示の3つのテーマをまたがるものとして、少子化と女子労働の関係、あるいは正規・非正規労働といった、そういう問題が今非常に大きくクローズアップされているけれども、そういうものに対応した統計は必ずしも十分ではない

のではないかとということで、女性の労働と結婚・出産、子育てというものの関連で、何か大規模な調査にいろいろとそういうものを含められないかというふうな議論がございました。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。では、第4ワーキンググループ、お願いします。

廣松委員 第4ワーキンググループの方では、前回以降2回会合を開きました。まず、第5回目の会合に当たりますが、3月21日に行いました会合では、行政記録情報の活用について議論をいたしました。その会合の前に、事務局の方で各府省の協力を得て、行政記録情報の活用の実績及び今後のニーズを調査をしていただきました。その結果の概要をまとめたのがお手元の資料7の4ページから6ページでございます。第5回の会合におきましては、この一覧表を中心に、各府省から、まず活用実績及び今後のニーズに関して個別の事例ごとに説明をしていただき、それに基づいて議論を行いました。そのときに出ました議論は、資料7の1ページ目の下から3ページまで、大きく「統計作成に有用と考えられる行政記録情報」、「行政記録情報の活用に係る課題と対応方策」、「活用推進のための仕組み」という3つに分けて記載をしております。その中の主なものだけ申し上げます。

まず、別紙の1の現在の活用実績を見ますと、印象としてやはり少な過ぎるのではないかという意見が多数ございました。しかし同時に、今後、レセプト情報のような電子化の進展で活用ができるものが増えてくるのではないかという意見もございました。

次に、2ページ目の方に移っていただきまして、「行政記録情報の活用に係る問題と対応方策」でございますが、その意見として大きく4つだけ申し上げます。まず、これは大変大きな問題だと思いますが、地方公共団体による閲覧手続の統一が必要ではないかということでございます。この1と関連してというか、あるいは1の具体例として、国民のコンセンサスを得て、住民基本台帳をもっと活用できないかという意見が多数ございました。それから、3番目といたしましては、法人に関する情報については、その社会的責任を勘案すれば、利用することを明確にすべきという意見もございました。更に、行政記録情報の内容に不十分な点があっても、統計的な推計技術で修正した上で活用すべきではないか、そのような方法も考えるべきではないかという御意見もございました。

また、これは一般論でございますが、行政法の専門の委員から、法律に守秘義務が規定されているからといって、業務記録情報を一切出せないというわけではなくて、情報公開法の議論でも、公務員の服務規律に違反したものでなければ守秘義務違反にならないと法的には整理されているということでございました。

2ページ目の下のところから、では、活用推進のための仕組みについてどうすべき

かということも議論したわけでございますが、それに関しましては、統計作成上、極めて必要性の高い事項については、関係する行政記録の様式の中にその事項を追加してもらうよう、統計作成部局から行政記録保有部局に要請すべきであるという意見もございました。

それから、3ページの方にまいります。活用を推進するために、新たな統計を作成する際には、統計作成部局が活用できる行政記録情報を探すように各府省に義務づけたらどうかという御意見も出ました。また、これは活用の方法でございますが、統計作成部局から行政記録保有部局に対して、オーダーメイド集計のような形で情報を得るという方法も考えられるのではないかとということが提案されました。ただ、その場合、費用負担等に関しては、まだ全く未解決の問題でございますので、かなり詰める必要があるように思われます。

第5回の会合では、行政記録情報の活用及びニーズに関する調査に基づいて議論をいたしました。この問題に関しては次回4月22日に議論する予定でございますが、そのときには行政記録情報の保有部局の方に来ていただいて、もう少し具体的に、情報提供することにはいかなる問題点があるかをヒアリングすることとしたいと考えております。具体的には、従前から御出席いただいております国税庁に加えまして、厚生労働省の雇用保険の担当部局、労働保険の担当部局及び総務省の住民基本台帳の担当部局に出席してもらうよう、事務局に今、交渉をお願いしているところでございます。これが第5回会合の内容でございます。

第6回会合に関しましては、7ページ以降でございますが、この会合におきましては、民間事業者の活用のあり方とデータ・アーカイブの整備について議論をいたしました。

まず、民間事業者の活用のあり方に関しまして、官民競争入札等監理委員会の統計調査分科会の前原主査にお越しいただき、分科会での取組み状況等について説明をいただきました。いろいろ意見を交換した上で、前原主査の方から統計委員会に対しては大きく2つ次のような御要望がございました。まず最初は、官民競争入札等監理委員会における議論を踏まえつつ、統計委員会でも検討を進めてほしいということと、2番目といたしまして、統計調査をどのように行うことが適当か、それを官で行う必要性は何かを踏まえた上で、民間事業者の活用を図ることができる分野を整理してほしいという要望がございました。この要望も踏まえた上で、今後の第4ワーキンググループの議論を進めたいと思っております。

その後、統計局から、これまでに所管統計調査において民間事業者を活用した実例について、また、経済産業省から調査研究の結果を踏まえた民間事業者の実態について説明をいただきました。統計局で行われました2つの統計調査について議論を行った結果、国直轄の郵送調査である科学技術研究調査に関しては大きな問題は見られなかったという判断をいたしました。一方、法定受託事務により実施されました就業構

造基本調査につきましては、福井県越前市での民間活用の例では、事業者の落札価格が約 270 万円なのに対して、実際には約 920 万円かかったという報告がございました。それも含めて、問題点も多く、コスト面において企業が利益を出すことは困難ではないかという慎重な意見が出されました。一方、何回かこういう試みを行えば改善ができ、コストも下げられることから、1 回だけのテストで結論を出すべきではないという意見もございました。これらに関しては、更にワーキンググループで議論していくことにしております。

また、官民競争入札等監理委員会と統計委員会がそれぞれの立場から議論を行っていることに関しては、統計委員会としては、統計本来のあるべき姿を考える中で、民間事業者の活用について考えるべきであるという意見が多数を占めました。

次回のワーキンググループに関しましては、社団法人・日本マーケティングリサーチ協会が公的統計基盤整備委員会を設立し、その活動を開始したということでございますので、民間事業者の現状や能力、官への要望等について、ヒアリングを行う予定でございます。

それから、第 6 回会合の 2 番目の議題でございます「データ・アーカイブの整備」に関しましては、事務局よりデータ・アーカイブの前提となる各府省の指定統計調査の調査票情報、集計プログラム等の保存状況を調査した結果を報告していただきました。それを見ますと、現存する調査票情報の最も古いものは、大体昭和 50 年代半ば、1980 年代ぐらいからということ、各府省の規定やその保存状況がまちまちであり、早急に手を打たなければいけない状況にあるというふうに認識をいたしました。また、各府省のリソースに限界がある中、統計学者、あるいは社会学者、あるいは IT の専門家、更には官が連携してプロジェクトを立ち上げることでデータアーカイブの整備を行うことが必要であるという提案がございました。その際、そうしたプロジェクトの必要性を統計委員会から総合科学技術会議等に出すべきであるという意見もございました。このデータ・アーカイブに関しましても、引き続き検討する予定でございます。

とりあえず、第 4 ワーキンググループの報告は以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございます。大体これで時間がきてしまったのですが、いろいろ各ワーキンググループで非常に熱心で濃密な議論をしていただいているようなので、それについてここで更に議論したら、2 時間あっても 3 時間あっても足りないと思います。若干時間を延ばさせていただくことにしたいと思いますので、何か御自分の属しておられるワーキンググループ以外のところのワーキンググループのディスカッションその他について、御質問とか、これは是非という御要望のようなものがありましたらお願いしたいのですが、何かございますか。

大守部会長代理 個別の点で恐縮ですが、第 3 ワーキンググループの御説明の中で、将来推計人口は基幹統計に入れるべきではないかというような議論がかなり合意に近

いところまでいったようなニュアンスの御説明があったと思いますが、これはそもそも統計なのかどうかという気もします。つまり、私、前の仕事でGDPの展望とか将来推計とかやっていたのですが、将来推計的なものを含むとすると、基幹統計の定義というのはかなり変わってくるような気もしますが、その辺についてももし何かお考えがあれば教えていただければと思います。

竹内委員長 阿藤さん、どうぞ。

阿藤委員 これは、もともと問題ありかなと思っています。ただ、いわゆる基幹統計の定義の中に3つ項目があったんですが、それはいずれも当てはまると。明らかに政府の主要な統計でもあるし、それから各種の行政計画や予算の計上の場合の基礎数字として扱われたり、いろいろ使われているという点では、そういう基準で言えば当てはまる。しかし、おっしゃるように、中身は時間の経過とともに常に変わるものでして、いわゆる現在、過去の数字と違って、将来を扱うものなので、周期的に改正を加えるたびに数値が変わっていく。ただ、方法的には、ある種の科学的な方法で行われるということが前提になっておりますから、そういう点で、もし広く考えれば、含められるのではないかというふうなことです。もちろんこれは基幹統計に将来的なものまで含めるかどうかということになると、この場でもう一回基準をはっきりさせた方がいいと思います。

竹内委員長 大守さんの今御指摘はごもっともですが、私自身も実は基幹統計にすべきかどうかということとはよくわからないんですが、将来人口推計というのは重要なものだということで、是非どこかで入れていただきたいと思っているわけです。というのは、やはり今、少子化・高齢化が広く問題になっていて、また、将来、年金がどうというようなことも非常に重要な問題になっているときに、そういうことのすべての基礎が将来人口という話なので、これを統計の外に放り出して勝手にやりなさいというのはよくないと思うのです。どういうふうに扱っていくかについては皆さんの御意見をこれからお伺いしたいと思います。ですから、その趣旨そのものについては私も賛成させていただきたいと思います。

何かほかに御意見ございませんか。

舟岡委員 民間委託についてですが、先ほど第4ワーキンググループの会合の中で、官民競争入札等監理委員会統計調査分科会主査から、監理委員会での議論を踏まえて統計委員会で統計の民間開放について検討して欲しいという、話が紹介されましたが、どうも話の筋は逆ではないかと思います。統計委員会において、専門的な見地から統計はどうあったら良いか、そして正確性等について、第1ワーキンググループでこれから基幹統計調査の承認基準について検討されると思いますが、それらを踏まえて、政府統計調査が本当に民間開放になじむのかという議論があるべきではないでしょうか。それに関連して、1点お伺いしたい。ワーキンググループでは、包括的な民間開放は適当ではない、実際に越前市の事例などでもうまくいかなかったとの評価なり意

見が大勢のようです。また、越前市が民間委託の実施報告結果を見ますと、業務全体を民間委託することには無理があって、継続は困難と考えているとか、調査員の確保が何よりも重要だが、今回、調査員の確保はなかなかできなくて、市の方でお願いしてやっと確保したとのこと。参加した市の登録調査員に今後、民間事業者の調査委託があった場合、募集に応じますかと尋ねたら、2～3名以外は、やらないと答えているということで、今回の実施にかなり無理があり、いろいろ問題があることは越前市でも認識されている。ワーキンググループの結論として、今後の方向は部分的な民間委託を模索していきたいという結論を出されていますが、先ほどの官民競争入札等監理委員会ではどんな考え方で全体が流れているのでしょうか。

廣松委員 官民競争入札等監理委員会の中の統計調査分科会というのは、公共サービス改革法が成立したことによってできた新しい組織です。いわば統計の論理とは全く別の論理で動いていることは事実です。かつ過去の実績に関して実際に今、事後評価が行われているのは1年分だけです。したがって、統計調査分科会の主査のご発言は、恐らくそういう法的な根拠、それから過去の実績というか、やってきたことを踏まえた上での御発言だったというふうに考えております。それは、統計調査分科会の方のお考えということであって、統計委員会としてそれをどういうふうに解釈し、それからどういうふうに統計委員会としての方針を決めるかということとは別だと考えております。実績だけから見ますと、先ほども触れましたが、少なくとも国直轄の郵送調査の場合にまだ見込みがありそうといえそうです。ただ、科学技術研究調査の昨年の実績においても、やはりコストがかなりかかっています。したがって、まだ改善すべき余地はあるとは思いますが。問題は法定受託事務に関わるものでございまして、これに関しては、先ほど具体的な数値も含めて御紹介いたしましたとおり、決してうまくいったとはいえません。この点は、統計委員会としても真剣に受けとめるべきであって、単に、越前市で必ずしもうまくいかなかったからという理由ではなくて、法定受託事務に基づいて行われている指定統計調査への民間業者の導入に関しては、もっと統計のあるべき姿という観点から考え直す必要があるというふうに考えております。そこは官民競争入札等監理委員会の統計調査分科会の考えとは必ずしも一致しない点ではないかと考えています。

竹内委員長 私としては、統計委員会の立場として考えると、とにかく民間開放・市場化というのは、閣議決定で決まってしまった部分があって、これは簡単には引っ繰り返せない。それが前提にあって今の委員会もできているわけですから、それは変えられない。しかし、統計分科会の方で決めたことがこちらの前提になるというふうには考えていないし、権限からしても、別にそちらの決定をいわば命令として我々は受け取らなければならないという理由は全くないと解釈しておりますので、そちらで決まったことを無視するとか、全く否定してしまうというつもりもありませんけれども、そちらの御意見はそちらの御意見とした上で、やはり統計委員会としては統計の

あるべき姿というものに基づいて、民間開放・市場化の原理は否定するわけにはいきませんけれども、その原理は前提にした上で、統計のために有効に使える分はそれで行っていきましょうというふうなスタンスでいきたいと思うのですが、その点では皆さんも御異議はないんじゃないかと思えますけれども。

廣松委員 一言追加ですが、統計作成者側でも、既に民間委託に関するガイドラインというのを定めており、それに基づいてかなりの調査で、調査のある部分を既に民間委託している。これは、先ほど申しました公共サービス改革法ができる前からそういうふうに行われているわけですから、必要なものをそういう形で既に民間委託しているということは十分主張すべき点であると思います。

竹内委員長 それはそのとおりです。美添さん、何かありますか。

美添委員 時間が押しているところで。第1ワーキンググループでも、基幹統計とはいいながら、統計の質に関する議論をするところがあって、民間にどこまで開放できるかというのは当然関わってくると思うのですが、先ほどの廣松さんの説明だと、たしか、統計としてどの部分が民間委託に出せるものかの意見が欲しいという話がありました。それはそのとおりだと思うんです。その議論をどこでするかというのを少し明らかにしていただきたいのですが、恐らくこの場の統計委員会ではしかる機会はないだろうと思うんです。個人的な考え方を言うのはちょっと時間がないので今は言いませんけれども、海外の政府統計の関係者を私それほど大勢知っているわけではありませんが、数名から数十人程度に話を聞いても、国の基幹的な統計を全面的に民間に委託しているという例は全くないはず。それは、政府の責任で、質の高い、信頼性のある統計をつくるということが国家の事業の1つだからだと理解できるわけです。ですから、部分的に民間の活力を使うというのはもちろん可能性は検討すべきだし、従来やってきたというのはそのとおりなんです。全部を包括的にという表現をこのごろは使わないのかもしれませんが、基幹的な部分を民間に委託することはまずあり得ないだろうと思うのですが、そういう議論をいつかこの場で時間を取ってやっていただくと、今後の議論がわかりやすくなると思いますので、是非御検討をお願いします。

竹内委員長 それは、どこかのワーキンググループで議論していただいて、まとめていただいた上でここで議論した方がやりやすいかなと思います。1つ、その点に関連して、基幹統計と一般統計を区別する必要があるんじゃないかと私は思っています。というのは、一般統計という概念をかなり広く解釈するとすれば、それは完全に民間の統計をそのまま使うということがあってもいいという気がするんです。そのかわり、基幹統計の方はきちんと国でやるべきものはきちんとやるべきものとして示す。その線をはっきり聞いておいた方がいいような気がしまして、いわゆる公的統計でも、全部十把一絡げにして、いわゆる一般統計も含めて民間開放の議論をすると、かえってその線はいいかげんにせざるを得なくなってしまうんじゃないかという気が

します。今のところ、第4ワーキンググループでは、一応、基幹統計を頭に置いてということになっていると理解していいですか。

廣松委員 はい。一言だけ個人的な印象も交じえて言いますと、この問題に関しては、一度申し上げたかもしれませんが、どうもいろいろな動きがそれぞれ別の方向に向って動いています。法定受託事務は地方分権一括法に基づいてそういうふうになったわけですし、公共サービス改革法は規制改革に基づく行政の民間開放という形で出てきた。この両者は、例えて言うと、よく言われるように、今の縦割り行政の横串なのですが、その横串同士も決して連携がとれているわけではなくて、先ほど申し上げたとおり、全く別の方向を向いている。それを統計行政、あるいは個別の統計調査の問題に落とされてしまうと、実施部局も大変お困りになるし、対応の仕方が省庁ごとによって違うというのでは、これまた困ったことになりますので、統計のあるべき姿という観点から意見を言い、主張は通すべきではないかと私個人は思います。

舟岡委員 先ほど委員長がおっしゃいました基幹統計調査に限定することは議論の整理になるかなと思うのですが、その際、基幹統計調査の承認基準について、ワーキンググループ1で議論していますね。それと民間開放は今のお話ですと密接不可分なところがありますので、その間の整合性がちゃんと図れるように、ワーキンググループ1と4と一緒に検討するような場があると非常に望ましいかなと思います。

竹内委員長 それはそのとおりですね。

何かほかの点でもいいですが、御意見ございますか。

御意見がなければ、ここで本日は終わりにさせていただきます。どうもこういうわけでいつも時間が足りなくなるので、いつか一度、十分御議論いただく場をつくりたいと思いますが、各ワーキンググループや何かの進行状況との関連もありますからすぐというわけにもいかないなので、そのうちそういう場をつくって、議論したいと思います。

それでは、事務局から次回のことなどについてお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 次回は、5月12日、この場所で。開催時間は、皆様大変お忙しいところ申しわけないのですが、時間を少し早めて14時からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

竹内委員長 それは、14時から17時まで取っていただくという予定ですか。どうしてもだめはという方はやむを得ませんが、私の希望としては、是非17時までには時間を取っておいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、今日はどうもありがとうございました。これで終わりにします。